

平 2 8 福 個 答 申 第 8 号
平 成 2 8 年 1 2 月 2 2 日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(保健福祉局総務部保護課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村 上 裕 章

個人情報の公益上の取扱いについて (答申)

福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第10条第2項第6号の規定に基づき、平成28年11月14日付け保護第478号により諮問を受けました「身元が不明な被保護者及び要保護者情報の警察への提供」の件につきましては、審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 審議会の結論

身元が不明な被保護者及び要保護者のうち、意思疎通ができない者に係る情報の警察への提供については、公益上の必要性が認められるものと判断する。

なお、個人情報の保護の観点に留意し、遺漏なきよう運用されることを要望する。

2 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成28年11月14日	実施機関から諮問(諮問第117号)
平成28年11月30日(第56回個人情報保護審議会)	審議